

## 川崎市4歳児・5歳児歯科保健事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、4歳児・5歳児を対象として、乳歯う蝕の抑制及び永久歯の健全な発育をとおして、川崎市民の総合的・体系的な歯科保健管理を推進する事を目的とする。

(対象)

第2条 本事業の実施主体は川崎市とする。

(事業内容)

第3条 本事業は普及啓発事業及び地域実践活動とする。

(事業の対象)

第4条 川崎市内に在住、または川崎市内の保育園・幼稚園に在籍する4歳児・5歳児及びその保護者、川崎市内の保育園・幼稚園の長、保育士及び教諭等（以下「事業実施園」という。）を対象とする。

(事業内容の細目)

第5条 事業内容の細目は次のとおりとする。

(1) 普及啓発活動

保育・教育担当者及び保護者のための手引書・啓発用リーフレット等を作成し、広報活動（キャンペーン活動）を歯と口の健康週間事業等の機会を利用して効果的に行う。

(2) 地域実践活動

事業実施園における歯科健診時にリーフレット・小冊子等の媒体を利用し、歯科保健指導を行う。また、フッ化物洗口及びその他のう蝕予防活動を支援する。

(事業の評価)

第6条 事業実施園における歯科健康度を把握・分析し、評価を行う。

(細則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、事業実施について必要な事項については、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。